

表 「2025年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）改正規則」 2025年9月5日時点

1、許容最大基準値が追加された食品分類

	対象金属	改正方向	参考品目※1	対象の食品分類	修正後	修正前	備考（修正前の食品分類や適用範囲など）
					最大基準値 (mg/kg、※2)		
1	カドミウム	事実上緩和	青果物	シイタケ (<i>Lentinula edodes</i>)	0.50	0.10	・修正前：第2部第6条「その他野菜」に含まれる
2			青果物	アミガサタケ (<i>Morchella importuna</i>) シシタケ (<i>Sarcodon imbricatus</i>) アイトケ (<i>Russula virescens</i>) アンズタケ (<i>Cantharellus spp</i>) ナラタケ (<i>Armillaria mellea</i>)	0.60	0.10	・修正前：第2部第6条「その他野菜」に含まれる
3			青果物	マツタケ (<i>Tricholoma matsutake</i>) 和名なしのイグチ科キノコ (<i>Boletus bainiugan</i>) 和名なしのイグチ科キノコ (<i>Lanmaoa asiatica</i>) コゲチャイロガワリ (<i>Sutorius brunneissimus</i>) アカヤマドリ (<i>Rugiboletus extremiorientalis</i>) オオシロアリアタケ属 (<i>Termitomyces spp.</i>) キオピナガエチタケ (<i>Lactarius volemus</i>)	1.00	0.10	・修正前：第2部第6条「その他野菜」に含まれる
4			青果物	セイヨウシヨウロ属 (<i>Tuber spp.</i>) アガリクス (<i>Agaricus blazei</i>)	2.00	0.10	・修正前：第2部第6条「その他野菜」に含まれる
5			青果物	ナンカイキクラゲ (<i>Auricularia cornea</i>) 和名なしのキクラゲ (<i>Auricularia heimuer</i>) シロキクラゲ (<i>Tremella fuciformis</i>)	0.50	0.10	・修正前：第2部第6条「その他野菜」に含まれる ・乾燥時の重さで計算
6			青果物	その他の食用キノコ (Edible Fungus)	0.20	0.10	・修正前：第2部第6条「その他野菜」に含まれる
7		強化	加工食品－菓子	そのまま消費できるココアパウダー (乾燥総カカオ固形物100%)	2.00	—	・修正前：上限値なし※3
8			加工食品－菓子	チョコレート (乾燥総カカオ固形物70%以上)	0.90	—	・修正前：上限値なし※3
9			加工食品－菓子	チョコレート (乾燥総カカオ固形物50%-70%)	0.80	—	・修正前：上限値なし※3
10			加工食品－菓子	チョコレート (乾燥総カカオ固形物30%-50%)	0.70	—	・修正前：上限値なし※3
11			加工食品－菓子	チョコレート (乾燥総カカオ固形物30%以下)	0.30	—	・修正前：上限値なし※3
12	メチル水銀	事実上緩和	水産品	マグロ類 (Tuna)	1.20	0.50	・修正前：第2部第11条「魚類」に含まれる ・消化器処理済みの可食部分に適用する
13			水産品	キンメダイ (<i>Alfonsino</i>)	1.50	0.50	・修正前：第2部第11条「魚類」に含まれる ・消化器処理済みの可食部分に適用する
14			水産品	マカジキ類 (Marlin)	1.70	0.50	・修正前：第2部第11条「魚類」に含まれる ・消化器処理済みの可食部分に適用する
15			水産品	サメ類 (Shark)	1.60	0.50	・修正前：第2部第11条「魚類」に含まれる ・消化器処理済みの可食部分に適用する
16			水産品	オレンジラフィー (Orange roughy)	0.80	0.50	・修正前：第2部第11条「魚類」に含まれる ・消化器処理済みの可食部分に適用する
17	水産品	キングクリップ (Pink cusk-eel)	1.00	0.50	・修正前：第2部第11条「魚類」に含まれる ・消化器処理済みの可食部分に適用する		
18	鉛	強化	加工食品－清涼飲料水	グレープジュース	0.04	0.05	・修正前：第2部第9条「液果及びベリー類等の小粒果実類で作った果汁」に含まれる ・以下のものに適用する (a) ストレート及び濃縮還元果汁 (すぐ飲めるもの) (b) ネクター (すぐ飲めるもの) (c) 36月未満の乳幼児用の果汁
19			青果物	生鮮栽培キノコ類 ・マッシュルーム (<i>Agaricus bisporus</i>) ・シイタケ (<i>Lentinula edodes</i>) ・ヒラタケ (<i>Pleurotus ostreatus</i>)	0.30	1.00	・修正前：第2部第9条「食用キノコ」に含まれる
20			青果物	ナラタケ (<i>Armillaria mellea</i>)	0.30	1.00	・修正前：第2部第9条「食用キノコ」に含まれる
21	鉛	変化なし	青果物	和名なしのイグチ科キノコ (<i>Boletus bainiugan</i>) 和名なしのイグチ科キノコ (<i>Lanmaoa asiatica</i>) コゲチャイロガワリ (<i>Sutorius brunneissimus</i>) アカヤマドリ (<i>Rugiboletus extremiorientalis</i>) マツタケ (<i>Tricholoma matsutake</i>) セイヨウシヨウロ属 (<i>Tuber spp.</i>) アイトケ (<i>Russula virescens</i>) オオシロアリアタケ属 (<i>Termitomyces spp.</i>) アンズタケ属 (<i>Cantharellus spp.</i>) キオピナガエチタケ (<i>Lactarius volemus</i>)	1.00	1.00	・修正前：第2部第9条「食用キノコ」に含まれる
22			青果物	ナンカイキクラゲ (<i>Auricularia cornea</i>) 和名なしのキクラゲ (<i>Auricularia heimuer</i>) シロキクラゲ (<i>Tremella fuciformis</i>)	1.00	1.00	・修正前：第2部第9条「食用キノコ」に含まれる ・乾燥時の重さで計算
23		強化	加工食品	36月未満の乳幼児用穀類加工品	0.02	—	・修正前：上限値なし※3 ・調理前のもの (販売時の状態) に適用する
24			加工食品	36月未満の乳幼児用補完食 (穀類加工品を除く)	0.02	—	・修正前：上限値なし※3
25			加工食品－菓子	砂糖類を主原料とする飴菓子	0.10	—	・修正前：上限値なし※3
26			加工食品－調味料	ソフトブラウンシュガー、粗糖、遠心分離されていない砂糖	0.50	—	・修正前：上限値なし※3
27			加工食品－調味料	白砂糖及び精製糖、コーンシロップ及びメープルシロップ、はちみつ	0.50	—	・修正前：上限値なし※3

2、定義の変更された食品分類

	対象金属	改正方向	参考品目※1	対象の食品分類	修正後	修正前	備考（修正前の食品分類や適用範囲など）
					最大基準値 (mg/kg)		
1	メチル水銀	定義変更	水産品	その他の魚類及び練り製品	0.50	0.50	・修正前の第2部第11条の「魚類」に「フィッシュボール・フィッシュケーキ」が追加された ・消化器処理済みの可食部分に適用する

3、許容最大基準値が強化された分類

	対象金属	改正方向	参考品目※1	対象の食品分類	修正後	修正前	備考（修正前の食品分類や適用範囲など）
					最大基準値 (mg/kg)		
1	鉛	強化	加工食品－調味料	マンゴーチャツネ	0.40	1.00	・食品分類に変更なし
2			畜産品－牛肉	牛の食用内臓	0.20	0.50	・食品分類に変更なし
3			畜産品－豚肉	豚の食用内臓	0.15	0.50	・食品分類に変更なし
4			畜産品－鶏肉	家さんの食用内臓	0.10	0.50	・食品分類に変更なし
5			畜産品－畜産加工品	皮蛋 (ピータン)	0.20	0.50	・食品分類に変更なし
6			畜産品－畜産加工品	食用油脂類	0.08	0.10	・食品分類に変更なし
7			加工食品－調味料	ファットスプレッド及びブレンデッドスプレッド類	0.08	0.10	・食品分類に変更なし
8			加工食品－調味料	食塩 (塩沼の塩を除く)	1.00	2.00	・修正前：第2部第9条「食用塩」に含まれる
9			青果物	その他の食用キノコ	0.50	1.00	・修正前：第2部第9条「食用キノコ」に含まれる

※1 ジェトロのホームページに基づき参考として記載。(https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/foods/exportguide/)

※2 キログラム当たりミリグラム。

※3 最大基準値が設定されていない食品アイテムについては以下の法律が適用される。

- 『公衆衛生および市政条例 (CAP132)』の第54条では、人が食べるに適さないものを、食用として販売してはいけないとされている。
- 『食品混入不純物規則 (Cap. 132V)』の第3AA条では、金属含有量が危険又は有害なラベルに達している食品は、その輸入・製造・販売などをしてはいけないとされている。

(出所) 香港特別行政区政府食物環境衛生署「食品混入不純物 (金属汚染物質含有量) 規則」よりジェトロ作成